

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530605

研究課題名（和文）

地域教育の「経路性」－学校接続の変動モデル－

研究課題名（英文）

Study on various paths to Local education.

研究代表者

三上 和夫（MIKAMI KAZUO）

神戸大学・大学院人間発達科学研究科・教授

研究者番号：80093467

研究成果の概要：本研究では、「経路性」概念と「世代継承」のあり方をもって、教育行政に関わる多様な社会関係を把握する試みをおこなった。具体的には、フレームとなる理論整理として、学校の設置運営主体となる団体の属性及び性格についての検証とアンケート調査をおこなった。これらの調査から「ナショナル・ミニマム」に対する「ローカル・オプティマム」を戦略的鍵概念にする必要性を指摘し、地域住民の教育経験にそった制度設計の可能性を明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2006年度 | 1,200,000 | 0 | 1,200,000 |
| 2007年度 | 1,000,000 | 300,000 | 1,300,000 |
| 2008年度 | 900,000 | 270,000 | 1,170,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 3,100,000 | 570,000 | 3,670,000 |

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育行財政

キーワード：中等教育、家計支出教育費、学校法人

1. 研究開始当初の背景

わが国の地域社会は、教育への価値志向によって選択された歴史的制度が長期的に持続してきた。それは、固有に記述される歴史的経緯とともに、社会的構造要件との関係でも、歴史的に構成されてきた経緯が存在する。地域教育の制度構成が先行する要件によって特別の組み立て方を維持していることを、本研究では「経路性」と命名する。地域社会における構造要件と学校制度の型の間

に続く長期的に安定的な相互規制関係を、経済学でいう「経路依存性」にならって、地域社会と教育制度の型として検出しようとするのである。

2. 研究の目的

本研究は、社会次元の構造要件と関連させながら、学校の制度編制の長期変動を、総括的に解明しようとするものである。

社会次元の構造要件としては、三つのもの

を仮定している。第一は、地域社会における土地利用を基礎とする空間編制（土地・空間編制）である。第二は、地域社会における産業組織の主導する組織化の動向（社会の組織動向）である。そして第三は、家族に担われる世代継承と更新の長期動向（家族構成）である。また、学校制度の型としては、当該地域における公私立学校の構成と、小中学校と中学高等学校の学校接続のあり方の二つの要因を設定している四者の相互関係を歴史的経緯と各々の構成要件の相互関係を解明すること、そして近年において、新たに直面している変動を実証的に解明し、これらの動向を「経路性」のタイプとして類型化して概括することが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、次の3つの方法をもっておこなった。

第一に、理論フレームの構築である。「経路性」概念と「世代継承」のあり方をもって、先行研究および下記の二つの方法で得られた知見を整理することで構築した。

第二に、歴史的検証である。具体的には、地方行政団体の『統計書』、新聞記事、各学校の『学校史』から、学校の設置運営主体となる団体の属性及び性格についての検討を行った。とくに公立学校と私立学校の両方を視野に入れ、両者の構成の歴史的推移を追跡した。対象として高知県高知市を設定した。

第三に、大学生とその保護者を対象としたアンケート調査である。この調査では、就学するに際して家計から支出した教育費と、進学にあたっての地域移動の経緯に焦点を当てた。そして、家計教育費と就学にあたっての地域移動について、親子間で表出された意図と意思決定の在り方を尋ねる調査をおこなった。

4. 研究成果

【教育学と教育行政学】研究代表者は、高度経済成長期の長期的社会変化を対象化し、学校制度存立の社会背景の質的变化として、宗像誠也と五十嵐頭教育行政理論に重ねる作業を行い、物との関係および意識への対応が、高度経済成長前と後とは、まるで異なるものになっていったことを、大きな枠組みで柔軟に捉え直した。そして、グローバリゼーション、ジェンダー、ジェネレーションという背後の社会装置の変化を、教育制度としての学校がどう取り込んでゆくか、という論点を本研究で検討した。

本研究では、格差（差異）・不平等・貧困

を各々質的に異なる概念と捉えた。研究代表者は、佐藤俊樹『不平等社会日本』（中央公論新書、2002年）の不平等論、阿部彩『子どもの貧困』（岩波新書、2008年）の貧困論を、画期的な概念提示であると捉えた。

すなわち、両者は「差異」（社会的次元において諸個人や諸家族その他の社会集団の様々な物やサービスの提供における量的相違一般）が、量的表示の指摘に止まるのに対して、「不平等」はこれを平等という指標に照らして批判的・対比的に論題化している。また、これを「貧困」という質的指標をもって論ずる阿部によれば、特定の欠落に対して、「確立された社会的判断」と公共的な補償の「措置」が対応するという理論構図が設定されているのである。以降、三つの用語を対比しながら、厳密にその質的相違と特定の社会における富とサービスの存在様式の批判的総合的認識を確保することを期してゆきたい。

【教育の公共性、市町村および国、そして・・・】拙論文「教育基本法と域空間—教育制度の拡大・定着・成熟に着目して—」『教育法学会年報 34 教育における公共性の再構築』を参照しつつ問題の解明をおこなった。少子高齢化と「過疎、学校設置」の問題には、問題が凝集的に表出される側面と、新たな改革イメージを喚起して期待と希望につながってゆく局面とがある。

一定の規模の住宅開発では、学校就学する子弟の就学する学校の設置と整備が不可欠である。これに対応して、開発業者が小中学校の校区の整備にどのような協力を行うのかは、市長部局と教育委員会との連携をまわって実施される一連の課題である。地域空間の整備とともに学校区をどのように整備するか、学校建築への負担をどのように行うのかは、長期にわたる協議事項になる。

京都市内の小学校のように、PTAとは別の地域住民の結集があり、地域の大人が学校を支えてきた歴史を有する地域関係がある。新たな開発によって居住地域が生まれるような事例とは異なり、京都では学校を設置する地域住民の歴史的に蓄積された経験が、一般行政とは異なるまとまりと合意の形式をもつものとされている。これは、京都市内に特有の経緯をもつ組織体であるが、教育に関する公私の関係は、歴史的には、未発・未完の「公共性」を含んで多様な歴史をたどってきたのである。この中で、学区（この用語は、公立の小中学校が設置される区域として使用されている）と行政区（多くの場合は基礎的自治体としての市町村）とは、異なる存在

として地域と学校の設立と維持に関係してきた。近世後期に町方において普及した寺子屋は、私人の開設した学習組織であったと言えよう。これが、明治以降において、国民皆学を志向することになったが、このためには民衆の区分や就学すべき学校施設が必要であった。昭和初期になって町田則文が「政治上ノ町村ト学事上ノ町村トハ都合ヨク適合スベキモノニアラザルベシ」『明治国民教育史』（昭和出版社、1928年、327頁）と論じたように、町村は、政治と学事とでは、異なる属性と問題を抱え込んできたのである。

【高校進学率急増の複合的把握】新しい団地ができるとき、地域空間は、既存の街区とは異なり、パッケージとして考えられてゆく。また、一国社会単位では、経済変化、とりわけ工業化の時間進行においては、社会施設、とりわけ生活空間のあらたなまとまりの創出が課題となる時期もある。わが国では、経済成長という特別の社会変動期が特記するに値する時期であった。この時期においては、10%成長が20年間近く続いた。これによって、親子の価値意識の断絶が起き、貧困社会における徳目であった「節約」の世代継承は不可能となった。これに続いて、1972~73年には、高校進学率90%を超えたが、「皆が金を出さず気になった」という説明と、「前世代の10倍出すことができるようになった」という説明との二点の確認が必要なのである。経済成長ともなつて、憲法・教基法は、18歳までの就学継続を可能にした、と捉えなおすことが可能になる。

研究代表者は、1960年代までの日本社会を、高校進学率の急上昇と、産業構造の中での技能維持の多元的システムの持続とが、ともに追跡されていった多元的時代として捉え方がありうることを指摘し、方法的留保をおきたい。多くの人々は一元的受験競争を半ば余儀ない制度選択として是認している。けれども、進学率90%超の時点では、戦前・戦中・戦後の工業的技能の蓄積や、学校制度とは異なる企業に維持される技術力などの多元的能力養成と維持システムが併存していたことを忘れるわけにはいかない。特定の製造業種の企業に付属する高校や、高度な工業製品としての武器製造の技術システムの維持などが、義務教育後の職業教育制度としての位置を確保していたのである。

二 「経路性」の吟味

【「経路依存性」からの出発】経済学の概念として、「経路依存性」という言葉がある。これは、経済の世界に水没してしまった島、すなわち、「経済活動に水没してしまった社

会機能」「社会構成」を確認するような場合に経済の固有の機能としての説明がなく、なお一定の思考様式と価値体系が存在している場合に使われる。つまり、「経路」という経済外的な価値判断や過程が選択される場合が想定されている。

【教育と社会の関係史への展望】様々な歴史の記述の仕方があるが、筆者は「教育改革期」と「教育改革『間』期」との二分法については、相当原理的な検討が必要であると考えている。

今後の歴史段階論は、むしろ、「もはや戦後ではない」という時代を表示したという意味で『高度成長』の時期を重視することになるであろう。

筆者の所見を述べれば、上記の「教育改革期」として設定された短期の改革期設定よりも、あらたなシステムへの志向と模索が開始される「教育改革『間』期」の変化がより重要である。法体系の改変時期より、20年経つと10倍生活が豊かになったことが重要である。憲法規範と市場主義とは別次元の存在であり、識別を維持するべきである。

【「経路」の構成】この項では、「経路」についての三種の概念設定を提示し、その各々の社会関係へのカテゴリーの関係を説明したい。筆者は、経済学において使用されてきた「経路依存性」を出発点にして、社会機能間の機能交換関係、さらには社会成員の文化意識価値意識との連動関係を構成する特有の構造転換関係があり、とりわけ第三の属性は、社会的価値意識と社会構成原理との相互関係が指摘しうると思う。以下、・経路依存性・経路交換性・経路転換・転写性の順に、その基本的属性を記す。

・**経路依存性** 経済活動の合理性の範囲においては、特別に根拠付けられることはないが、経済活動において定着している習慣やルールが存在する。これを、経済活動に内在する規範としてではなく、経済外的規範（ルール・様式・行為パターン）が存在する。これを、経済内的な含意としてではなく、経済外的ルールとして対象化するとき、「経路依存 path dependency」と名付けている。この場合の「経路」は経済外的であるが、経済活動としてはそのルールを踏襲するのである。このような社会諸機能の経済活動への引き取りを「依存」と属性的に表示している。

・**経路交換性** これは広い意味で社会機能の多様な相互関係として把握することも可能である。経済活動世界内-intrinsicな行為パターン以外の様々な行為パターンを想定すると、経済以外の機能に即した行為パターンが存在することが明らかな場合もありうる。コミュ

ニティにおける成員の相互連帯と協調を確保するルールが存在を例に考えよう。この場合、従来「経路依存性」として行為パターンを認識するに止められていた場合でも、その相互連携と協調の機能が確認できる限りにおいて、対応ルールを異なる機能の複合場面を想定し、機能の代替ないし交換が生じていると捉えなおすことができる。この「交換」ないし「代替」に対応する概念モデルは、二次元ではなく、三次元の複合機能の交差ないし連結の形態でイメージ設定することも可能である。

・**経路転換・転写性** このモデルは、社会機能の交錯の場合ではなく、社会機能の関係を諸個人の意識形態や共同意識の形態と関連させ、その写像ないし投影関係を表示する場合である。このモデルは、次元を異にする実体的関係と意識における写像関係との読み替え変換モデルである。従って社会構成体を一体のものとして仮定するにしても、それに関連する写像は無数に存在しうるのである。

経済界では、労働のフィルターをかけて人々をみる多様な人達が集っている。同じように教育行政活動においても、多機能の施策や相互関係にふれてゆく必要がある。この意味で、経路性を定義すれば、「社会機能間関係の解明のための作業仮説」として「機能交換」と「文化交換」との両下位モデルを提示し、これを整合的に立論してゆきたい。

留意すべき点としては、第一に、機能交換の事実過程とこれを各機能毎に統轄する機能的価値構成の分析的整合的把握が求められる。第二に、文化変換の場合には、様々な機能関係の価値付けの可能性と様式の多元性を想定して、文化変容の過程の追跡および異なる文化における影響関係を解明する必要がある。第三に、現段階の日本社会を対象とする場合には、一方で経済成長期の社会過程における「富の集積」による新たな社会価値の浮上があったこと、および敗戦以降の憲法改正のもたらした法規範フレームの社会関係への行為基準としての意義について、特別の仮説検証が試みられる必要があると考えられる。これらを概括したうえで、教育制度の社会的定位が試論的に構成される必要があるであろう。第三の経済成長の過程と目的規定（規制）の両面から学校をコントロールすることが演繹的に導かれるとは思われない。経済成長が可能にした社会次元における問題解決と、「法」の規範性が強い装置との、双方を踏まえた「社会的行為」のフレームとサイクルを総括的に捉えてゆくことが必要であろう。

【むすびに変えて】

求められているのは、教育行政のリアリティを、地域住民の側から設定してゆく一貫した接近方法である。これを、「ローカル・オプティマム」と命名して研究と制度設計の理論フレームとして整備してゆきたい。これまでわが国においては、「ナショナル・ミニマム」の対比概念として、「ローカル・オプティマム」は着意されてきた。しかし、これまで従属的ないし余剰的存在に見えたこの概念は、一定の条件の下では、戦略的概念に押し上げられる、と敢えて立論しておきたい。

とりあえず展望しうる研究の特性については、第一に教育制度の多様性と多元性、第二に教育と福祉のテーマの広がりや問題の重層性、第三に政策の経路性への持続的関心が維持される関心フレームが求められるであろう。あと数十年にわたって、これらの関心を維持してゆく上で、特別の意義をもつのは、経路性と世代継承という長期課題の受け皿である。これについて、筆者は「ローカル・オプティマムの理論」への集中的関心が一定の成果を期待できるものと考えている。

【大学生・親子調査結果の概要】

地域教育の経路としての教育機会と、それを支える手段としての親子間教育費負担ルールの関係にもとづき、大学生1246名とその保護者に対する調査を実施した。

大学生調査からは、大学教育費の親子間負担ルールの分類基準は、学生役割の大きさを評価する観点から以下の3点とした。収入変数として(1)親からの仕送り・こづかいの有無、(2)奨学金利用の有無、またこれに加えて(3)授業料負担者が保護者か学生自身かに注目した。仮に月10万円の仕送りで生活している場合、授業料を保護者が負担する場合と学生自身が負担する場合とでは、後者のほうが学生役割の大きい負担ルールとなるためである。

これらの変数に注目して、表1のような親子間負担ルールの4パターンを設定した。

表1 親子間教育費ルールのパターン

| | 教育費ルール | 授業料 | 仕送り・小遣い | 奨学金 |
|---|--------|---------|---------|------|
| 1 | 親負担 | 保護者 | ○ | × |
| 2 | 親子協力 | 保護者or学生 | ○ | ○ |
| 3 | 親子区分 | 保護者 | × | ○or× |
| 4 | 学生負担 | 学生 | × | ○or× |

さて、前述の4区分により大学教育費の親子間負担ルールの実際を確認していく。図1に、居住形態別の親子間教育費負担ルールを示した。

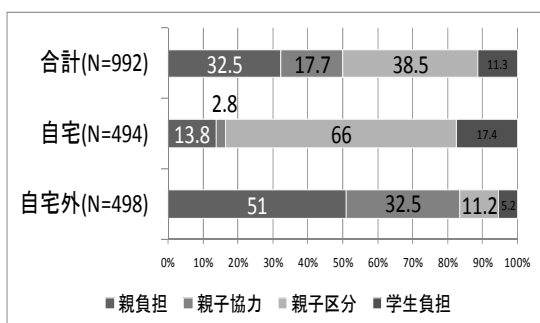


図1 居住形態別の親子間教育費負担ルール

筆者による調査では、大学教育費の親子間負担ルールの全体的な傾向としては、「親負担」が32.5%、「親子協力」17.7%、「親子区分」38.5%、「学生負担」が11.3%となっている。すなわち大学生生活費と学費を保護者に依存する「親負担」ルールは、もはや主流とはいえない。

さて大学教育費の親子間負担ルールは、居住形態による差異が大きい。

自宅生における「親負担」ルール比率は13.8%と低く、残りの86.2%がそれ以外のルールを採用している。うち66.0%が授業料は保護者、それ以外は学生自身が賄う「親子区分」ルールを採用している。また「学生負担」の比率も17.4%ある。自宅生の場合には保護者への依存度が授業料に限定される「親子区分」ルールが浸透しており、時には授業料すらも学生自身が負担するケースも一定数を占めているといえる。

自宅外生について述べると一見してわかるように、自宅外生の過半数にあたる51%が「親負担」の学生が多い。ただし、それ以外の49%は、「親負担」以外のルールを採用しており、とくに32.5%が「親子協力」ルールを採用している。また「学生負担」ルールの自宅外生も5.2%存在しており、自宅生と比較して大学教育費がかかる自宅外生でも、すでに「親負担」が主流のルールではなく、親子間教育費負担ルールの多様化が認められる。

親子間の教育費ルールは、「学生負担」で低所得層が多くなっており、低所得層からの進学者が教育機会だけでなく、修学条件においても、困難を抱えることが示唆される。

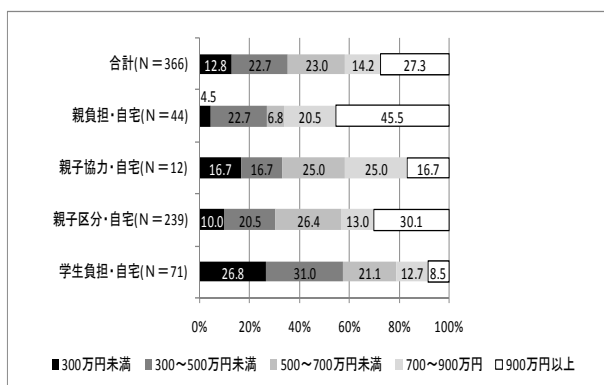


図2 教育費ルール別家計年収・自宅生

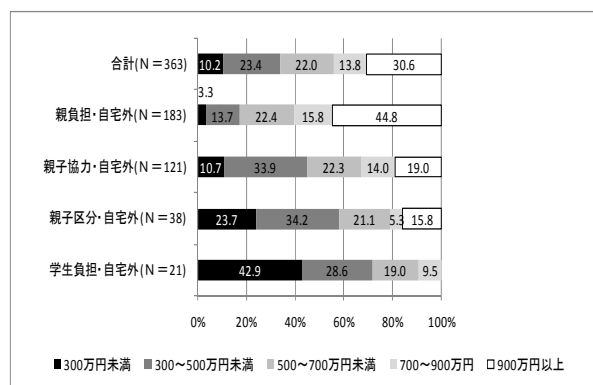


図3 教育費ルール別家計年収・自宅外生

ただし、地域別、男女別の差異は認められずこの点で、地域の経路性は教育機会には現時点で表だった形では作用していないことが示唆される。

また、中等教育段階と高等教育段階の接続は、都道府県別の大学設置状況によっても大きく左右される。今回のサンプルとなった近畿・九州の2県ともに、高等教育機関の設置状況は良好であり、今後は高等教育機関の設置の少ない都道府県のデータを加え比較検討を行う必要があるという方向性があきらかとなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6件)

① 三上和夫「教育社会の課題と家族」『高校生活指導』173号、青木書店、59-66頁、2007年、査読有り

② 三上和夫「基調報告 教育行政学の課題と

方法』『日本教育行政学会年報』33号、教育開発研究所、123-139頁、2007年、査読有り

③三上和夫「『法人および学校法人』論の課題と展望」『日本教育経営学会紀要』第50号、第一法規、38-48頁、2008年、査読有り

④三上和夫「公開シンポジウム 教育行政学は生き残れるか（趣旨および提案）」『日本教育行政学会』34号、教育開発研究所、207-210頁、2008年、査読有り

⑤三上和夫「少子高齢社会における教育政策研究の課題—教育政策概念の現代的再審—」『日本教育政策学会年報』第16号、八月書店、19-29頁、2009年6月、査読有り

⑥末富芳「変貌する大学教育費 - 「親負担ルール」と学生経済支援-」『大学と学生』62号、13-21頁、2008年12月、査読有り

〔学会発表〕（計 1件）

①末富芳・戸村聞人「大学生親子と教育費負担ルール 近畿・九州所在大学調査を中心に」日本教育社会学会第60回大会、上越教育大学、2008年9月19日

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三上 和夫 (MIKAMI KAZUO)

神戸大学・大学院人間発達科学研究科・教授
研究者番号：80093467

(2) 研究分担者

末富 芳 (SUETOMI KAORI)

福岡教育大学・教育学部・准教授
研究者番号：40363296

(3) 連携研究者